

仕 様 書 (案)

1 件名

「足立の花火」花火打上等業務委託

2 目的

本委託契約は、一般財団法人足立区観光交流協会と足立区が共催で行う「足立の花火」において、関係法令を遵守し花火打上および打上に係る煙火の手配、運搬・設置、撤去等の業務を事故なく行うことを目的とする。また、あわせて委託者が別に委託する空間演出（レーザー）事業者と連携のうえ、特色と迫力ある花火を打ち上げることで「足立の花火」の知名度を高め、足立区の魅力を幅広く区内外にPRできる演出を施すことを目的とする。

3 履行場所

荒川河川敷（千住大川町先）及び委託者指定場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年6月9日（水）まで

5 花火打上日時

令和9年5月29日（土） 午後7時20分～8時20分

※ 荒天の場合は中止

6 打上発数

13,000発以上

※ その他仕掛花火（あるいは同規模の演出装置）に加え小型煙火を効果的に配置すること。

7 委託業務内容

（1）煙火消費プログラムの作成

以下の内容を踏まえてプログラムを作成すること。なお、作成にあたっては別紙1「保安距離図」で示した保安距離を遵守すること。

ア 打上花火とは直径7.5cmの筒に入る花火玉（以下、「2.5号玉」という。）を最小とし、直径9cmの筒に入る花火玉（以下、「3号玉」という。）及び直径12cmの筒に入る花火玉（以下、「4号玉」という。）を効果的に配置すること。なお、2.5号玉より小さい花火玉は6に記載の打上発数に数えないものとする。

イ 打上花火のうち、4号玉は2,000発以上打ち上げ、3号玉は4,500発以上打ち上げること。

ウ 空間演出の効果を高めるために、委託者が別途契約するレーザー事業者と協力し、会場内の一体感を高める花火構成を実施すること。

エ 当該契約結後、速やかに作成スケジュールを委託者に提示し、プログラム等の変更可能な期日を委託者に提示すること。

オ 本仕様書記載の打上発数で打上プログラム案を作成し、委託者の承認を得ること。

カ プログラム構成にあたって、「足立の花火」には、河川敷の会場以外にも観覧者

が多くいること及び会場の上流下流に橋が設置されており、その橋を越えた場所にも観覧者がいること並びに河川敷が湾曲していることを考慮すること。また、花火玉の大きさや小型煙火等の偏りをなくし、全体に緩急をつけることで演出効果を高め、観覧者が飽きない工夫を施すこと。なお、東京都等の関係機関との協議により、内容の変更を余儀なくされた場合は、即座に対応すること。

キ プログラムには、音楽に合わせて花火を打ち上げるプログラムを入れること。なお、「足立の花火」の最後はエルガー作曲「威風堂々」に合わせて花火を打ち上げること。

ク プログラム作成の際には、委託者が指定する観覧スペースから保安距離を十分に確保すること。

ケ プログラムには、打上花火及び小型煙火の他にナイアガラを導入し、効果的な演出を施すこと。また、ナイアガラ以外に効果的な仕掛け花火若しくは、煙火以外を使用した演出装置等がある場合は、追加して設置できるものとする。ただし、追加する場合は東京都等の関係機関との協議により、内容の変更を余儀なくされた場合は、即座に対応すること。

コ 6の打上発数とは別に、打上前の風向風速等の確認及び終了を周知するために合図玉を打ち上げること。合図玉の打上発数は、事前に委託者と協議すること。

(2) 申請書の作成及び会議等の出席

東京都庁、警視庁、東京消防庁等へ委託者が申請するための申請書類等を作成し、委託者が依頼した場合は申請時には同席すること。また、委託者の指定する打ち合せや会議等に出席すること。

(3) 花火の運搬・設置

打上に使用する花火は、受託者の責において打上会場に運搬すること。また、運搬した花火はプログラムの内容に沿って設置すること。なお、花火の運搬に必要な警察等関係機関への申請および使用する車両や機材等の手配は受託者が行い、係る費用は本契約に含むものとする。

(4) 花火の撤去

花火打上終了後、会場からの撤去作業は打上翌日までに完了すること。

(5) 黒玉（不発花火）の搜索

花火打上終了後及び翌早朝に黒玉の搜索を行うこと。花火打上当日及び翌朝の搜索終了後、黒玉の有無を直ちに委託者に報告すること。

(6) 原状回復

花火当日の打上業務において、花火の搬入、設置および撤去等で重機等を用いる場合は、河川敷やグラウンドを損傷しないよう十分留意して作業すること。万が一轍等を生じさせた場合は、速やかに委託者に報告するとともに現場周辺を必ず原状回復し、委託者の確認を受けること。なお、原状回復に係る費用は受託者の負担とする。

8 機材等

(1) 荒川の指定した場所に準備する花火打上用台船3台(W24m×D9m)及び浮棧橋用台船3台(W6m×D15m)は、委託者にて用意する。なお、台船規格が変更になる際は、その都度、受託者と協議する。また、中央台船を固定する敷き鉄板(穴あき)4枚は、受託者が設置すること。敷き鉄板設置の詳細については、委託者から事前に了承を得ること。

(2) ナイアガラに使用するクレーン車及び河川敷を損傷しないように行う養生は、受託者が用意し、経費は本契約に含まれるものとする。

(3) 花火大会で使用する音響設備は、委託者にて用意する。

- (4) 花火打上当日の受託者控用のテントは委託者が用意する。なお、具体的なテントの配置は、委託者と受託者の双方で協議する。
- (5) 第1項から第4項に記載のない機材等は受託者にて用意し、係る費用は本契約に含むものとする。

9 打上従事者

- (1) 受託者は、本業務を円滑に履行するために煙火消費保安手帳保持者をはじめ必要な資格および専門技能を有した人員を確保すること。
- (2) 受託者は、従事者に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

10 実績報告

花火の実績報告は花火打上終了後、6日以内に委託者に提出すること。なお、東京都に提出する「煙火消費報告書」をもって実績報告とする。

11 届出書類

受託者は、業務を行うに際して以下の書類を委託者に届け出て承諾を得ること。

委託業務履行前	業務履行中	委託業務履行後
業務責任者届（別紙2）	煙火消費に係る 関係機関提出書類	委託完了届（別紙3） 煙火消費報告書

12 支払い

委託者は業務履行後、受託者の振込口座が記載された請求書を基に支払いをする。

13 残玉

- (1) 受託者は極力残玉が発生しないようにすること。
- (2) 点火の不具合、受託者の故意等により通常では考えにくい量の残玉が発生した際は、委託者と受託者の双方協議のうえ、契約金額を変更できるものとする。ただし、委託者の責に帰する場合はこの限りではない。

14 花火中止時の対応

天候不順、自然災害、戦争及び感染症等の委託者及び受託者の責によらない事情で当該事業を中止する場合は、下表の割合を限度として委託者と受託者の双方で協議のうえ支払額を決定する。ただし、委託者が中止を連絡した時点までに業務の一部履行済みにより発生した経費については100%を支払うものとする。

中止決定時期	契約解除金額
開催21日前までに中止を決定	契約金額の30%
開催20～14日前までに中止を決定	契約金額の50%
開催13～4日前までに中止を決定	契約金額の80%
開催3日前以降に中止を決定	契約金額の100%

15 事故責任等

- (1) 受託者は、業務の履行に際して事故等の発生を防ぐための安全対策を講じること。

- (2) 万一、業務履行中に事故等生じた場合は、負傷者の救護及び警察等関係機関へ届出し、指示を受け受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 花火会場外において花火ガラ等により損害等の影響が出た場合及び受託者が故意又は過失により委託者が他に委託する事業者を含む第三者に損害を及ぼした場合、受託者は委託者に速やかに報告し、受託者と当事者とで解決すること。ただし、受託者のみで解決ができない場合は、委託者がこれを引き継ぐ。
- (4) 前項の場合、委託者の責に帰すべき理由により生じたものを除き、受託者がその損害を賠償し、委託者は責任を負わないものとする。

16 委託内容の譲渡等

受託者は、この契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡、承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

17 再委託の禁止又は制限

受託者は、この契約により受託した業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。また、第三者へ業務提供委託を行う場合は、受託者と業務提供委託を行う事業者（以下、下請事業者という。）との業務内容を明確に区分するため、以下の事項を記載した書面を委託者に事前に提出し承諾を得ること。

- (1) 下請事業者の氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 「足立の花火」花火打上等委託に係る業務の内容
- (3) 本契約の委託者に対する責任は下請事業者ではなく本契約の受託者が負う旨の内容
- (4) その他、受託者と下請事業者の責任関係の明確化に必要な事項

18 労働基準法等の遵守

- (1) 受託者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。
- (2) 受託者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、委託者の求めに応じて事情を報告しなければならない。
- (3) 前項に関して経営状況の確認が必要なときには、委託者は財務状況等の報告を求めることができる。

19 自動車による配送について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

20 著作権の譲渡等

- (1) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に協会に無償で譲渡する。なお、上記は当該著作物が製作段階であっても同様とする。
- (2) 前項に関し、制作物に係る著作権が受託者以外の者に帰属している場合には受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。
- (3) 協会は制作物が著作物に該当するとしないうえに関わらず、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に使用することができる。
- (4) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、協会が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、協会は制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

21 その他

- (1) 受託者は、本業務履行中に知り得た事項を委託者の許可なく公表し、または、利用してはならない。
- (2) 個人情報の取扱いについては別紙によるものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関係のある法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (4) その他、本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方で協議のうえこれを決定する。

22 担当

一般財団法人足立区観光交流協会 観光イベント課 阿部
電話 03-3880-5853 FAX 03-3880-5769

別紙

（個人情報保護の趣旨）

第1条 受託者は、信頼される足立区観光事業の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持の義務）

第3条 受託者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受託者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（委託された事務以外への使用の禁止）

第5条 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

（返還及び廃棄の義務）

第7条 受託者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報が記載され、又は記録された媒体を速やかに委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者受託者協議のうえ、受託者が同項の媒体を廃棄し、又は当該個人情報を消去する場合、受託者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分し、又は確実に消去しなければならない。

（事故発生時における報告の義務）

第8条 受託者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告しなければならない。

（立会い及び監督に関すること）

第9条 委託者は、必要があるときは、委託者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

（加工、再生等の禁止）

第10条 受託者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（付随的に発生する情報の使用禁止）

第11条 受託者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

（損害賠償義務）

第12条 委託者は、受託者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

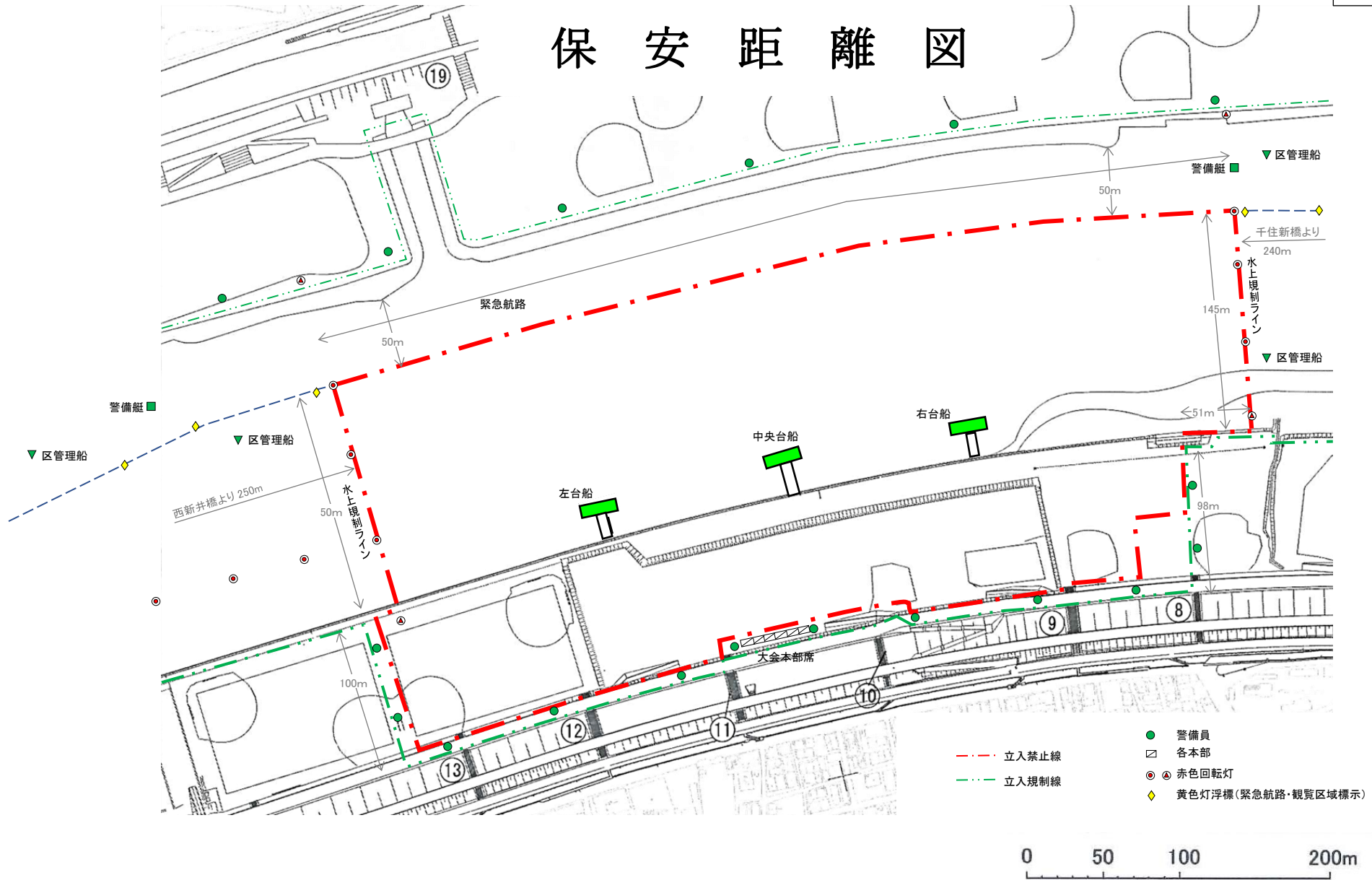
（報告、立ち入り及び検査）

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して実施状況の報告を求め、又は受託者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

（罰則）

第14条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が定める個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合、一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

保安距離図



業 務 責 任 者 届

令和 年 月 日

一般財団法人足立区観光交流協会
会長 工藤 信

受託者

「足立の花火」花火打上等業務委託契約に伴い、業務責任者について、以下のとおり届け出ます。

記

契 約 件 名	「足立の花火」花火打上等業務委託
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
責 任 者 氏 名	

委 託 完 了 届

令和 年 月 日

一般財団法人足立区観光交流協会
会長 工藤 信

受託者

下記のとおり完了したのでお届けします。

件名	「足立の花火」花火打上等業務委託
履行場所	荒川河川敷（足立区千住大川町先）及び委託者指定場所
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

再委託申請書（新規 ・ 変更）

年 月 日

一般財団法人足立区観光交流協会会長

（受託者）所在地

事業者名

代表者名

印

「足立の花火」花火打上等業務委託に係る業務の一部を再委託するため、下記のとおり申請します。

なお、再委託先事業者には一般財団法人足立区観光交流協会との契約における契約書、仕様書等の規定を遵守させ、再委託先事業者の全ての行為及びその結果について、受託者が責任を負います。

記

1	再委託先 事業者名等	所在地 事業者名 代表者
2	再委託理由	
3	再委託業務内容	
4	再委託先が 取り扱う情報	個人情報の有無（有 ・ 無）
5	再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法	※必要に応じて、別途補足資料を添付すること

以上